

令和2年御嵩町議会第2回臨時会会議録

1. 招集年月日 令和2年5月1日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 令和2年5月1日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第1号 放棄した私債権の報告について
 - 副議長の選挙
 - 可児川防災等ため池組合議会議員の推薦
 - 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第7号））
 - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
 - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 議案第31号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について
 - 議案第32号 工事請負契約の締結について

議事日程第1号

令和2年5月1日（金曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

議長報告 3件

(1) 閉会中の副議長の辞職許可について

(2) 住民監査請求の結果について

(3) 議員派遣の中止について

町長報告 1件

報告第1号 放棄した私債権の報告について

日程第4 副議長の選挙

日程第5 可児川防災等ため池組合議会議員の推薦

日程第6 議案の上程及び提案理由の説明 6件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第7号））

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第31号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議案第32号 工事請負契約の締結について

日程第7 議案の審議及び採決 6件

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第7号））

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

議案第31号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について

議案第32号 工事請負契約の締結について

日程第8 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 高山 由行	1番 清水 亮太	2番 福井 俊雄
3番 奥村 悟	5番 安藤 信治	6番 伏屋 光幸
7番 安藤 雅子	8番 山田 儀雄	10番 大沢 まり子
11番 岡本 隆子	12番 谷口 鈴男	

欠席議員（1名）

9番 加藤 保郎

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊 公夫	副町長 寺本 公行
教育長 高木 俊朗	総務部長 須田 和男
民生部長 加藤 暢彦	建設部長 伊左次 一郎
企画調整 担当参事 中井 雄一郎	教育参事兼 学校教育課長 山田 徹
総務防災課長 各務 元規	企画課長 山田 敏寛
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 渡辺 一直	税務課長 金子 文仁
保険長寿課長 大久保 嘉博	福祉課長 小木曾 昌文
農林課長 高木 雅春	建設課長 早川 均
生涯学習課長 古川 孝	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中 村 治 彦

議 会 事 務 局 記
書 大 脇 敬 之

開会の宣告

議長（高山由行君）

おはようございます。

まずは、新型コロナウイルス関連で最前線で働いている医療関係者の皆様、そして福祉関係従事者の皆様には本当に感謝と敬意を表するものであります。

また、御嵩町行政側でも渡邊町長はじめ、副町長を先頭に一生懸命新型コロナ関連ではやっ
ていただいております。御嵩町議会としましても、最低限のことをしようということで
体調管理の簡単な表をつくり、登庁時には体温を毎朝測ってくるという、行政側と同じような
ことをしています。これからも手を取り合って一生懸命やっていきたいと思っておりますので、よろ
しくをお願いします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。したがって、令和2年御嵩町議会
第2回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより、本日の会議を開きます。

なお、加藤保郎議員から本日欠席する旨の届出がありましたので、御報告します。

地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあ
ります報告書のとおりですのでお願いします。

招集者、町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

早朝よりこの新型コロナウイルス関連で非常に動きがしにくい、そんな時期になっておりま
すが、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回に引き続きマスクをしての議会ということになります。御嵩町では1人発生したんで
すけれど、そこがクラスターになることはなく終息したということで、本当にありがたいな
ということをおもっております。

この後から始まる連休が勝負になるかと思いますが、本日提案させていただく議案もコロナ
ウイルス関連で大急ぎになったということもありますが、この後、今日の御提案させていただ
く案件等々また関連したもので、コロナウイルス関係の予算がいろいろ来るという可能性があ
りますので、今後しばらくの間は、承認案件が専決事項になりますので多くなるということ
を議会の皆様にも御理解いただきたいと思います。

本日は、承認案件4件と議案2件、計6件の上程でありますので、よろしく御審議のほどを

お願いいたしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

議長（高山由行君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（高山由行君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 岡本隆子さん、12番 谷口鈴男君の2名を指名します。

会期の決定

議長（高山由行君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、令和2年4月27日に行いました議会運営委員会で本日
1日と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日令和2年5月1日の1日とすることに決定し
ました。

諸般の報告

議長（高山由行君）

日程第3、諸般の報告を行います。

お手元に配付してあります緑色の諸般の報告つづりを御覧ください。

1. 閉会中の副議長の辞職許可について。

加藤保郎君が一身上の都合により、令和2年3月31日をもって副議長を辞職したい旨の願
いが提出されましたので、同日付で許可いたしました。

2. 住民監査請求の結果について、3. 議員派遣の中止について、以上3件が議長宛てにあ
りました。その写しを配付させていただき、議長報告に代えさせていただきます。

以上で議長報告を終わります。

町長報告を行います。

報告第1号 放棄した私債権の報告について、朗読を省略し説明を求めます。

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

おはようございます。

それでは、報告第1号 放棄した私債権の報告について説明させていただきます。

諸般の報告つづり1ページをお願いいたします。

御嵩町私債権の管理に関する条例第13条第1項第5号の規定により、町の私債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告いたします。

放棄した私債権については、次の2ページをお願いいたします。

債権名は普通財産貸付収入。年度は平成21年度から平成29年度分。金額は11万4,648円。理由は、団体である債務者が無資力状態にあり弁済する見込みがないためです。放棄決定日は令和2年3月12日でございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。

副議長の選挙

議長（高山由行君）

日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。ただいま副議長が欠けていますので、副議長の選挙を行いたいと思います。

選挙の方法は投票で行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙は投票により行うことに決定いたしました。

ただいまより副議長の選挙を行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 清水亮太君、2番 福井俊雄君、3番 奥村悟君の3名を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

確認します。投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

[事務局長、議席順に点呼→投票]

投票が終わりました。

確認いたします。投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。立会人、1番 清水亮太君、2番 福井俊雄君、3番 奥村悟君は開票の立会いをお願いします。

[開 票]

それでは、副議長選挙の結果を報告します。

投票総数は11票であります。これは出席議員数に符合しています。有効投票11票、無効投票はなしであります。

有効投票のうち、大沢まり子議員8票、安藤信治議員3票。

この選挙の法定得票数は3票であります。したがって、大沢まり子さんが当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

ただいま副議長に当選されました大沢まり子さんが議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選されたことを告知します。

ここで新副議長 大沢まり子さんの挨拶をお願いします。

新副議長（大沢まり子君）

ただいまは副議長に選出していただきましてありがとうございます。

このような非常事態の中、また残任期間ということで1年3か月弱、この間高山議長をしつかりと支え、この非常事態を乗り越えていくべく議会としての役割、副議長としての責務を全うしてまいりたいと存じております。どうか皆様よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

可児川防災等ため池組合議会議員の推薦

議長（高山由行君）

日程第5、可児川防災等ため池組合議会議員の推薦を行います。

可児川防災等ため池組合同規約第5条第2項及び第3項第1号の規定により、議員2名を議長が推薦した者をもって充てることにしています。

慣例により議長及び副議長となっており、新たに副議長が選出されております。

お諮りします。慣例により、新副議長 大沢まり子さんを推薦いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、副議長 大沢まり子さんが可児川防災等ため池組合議会の議員に決定しました。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（高山由行君）

日程第6、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時会に上程されました承認第1号から承認第4号及び議案第31号及び議案第32号の6件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件6件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

初めに、承認関係について行います。

承認第1号、令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの表紙を開いて1ページをお願いいたします。

令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）について、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日付で専決処分しましたので、同条3項の規定によりその報告を行い、承認を求めるものでございます。

ピンク色の表紙の補正予算書の令和元年度御嵩町一般会計補正予算書（第7号）をお願いいたします。

表紙をおめくりいただき1ページをお願いいたします。

第1条、第1項で歳入歳出予算の総額に5,397万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を91億5,306万8,000円とする旨規定しています。

第2条は、繰越明許費の補正に関する規定でございます。

4ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正ということで変更と追加をしております。

変更としましては、土木費ですが、令和元年9月補正において繰越しをした井尻川改修事業で、前払い金を支払ったことによる繰越額の減額に水道移転補償費を追加したことにより事業名を井尻川改修事業と改め、額を2,297万円に変更させていただきました。

追加としましては、教育費の学校臨時休業対策事業で、繰越額は56万3,000円でございます。これは新型コロナウイルス感染症対策として、休業したことに伴う食材等の損失補償等について補助交付決定が翌年度となることから繰越しを行うものです。

歳入について説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

本補正予算の歳入につきましては、款02 地方譲与税から10ページの款11 交通安全対策特別交付金まで全て令和元年度の国もしくは県からの交付額確定に伴う増減でございます。

主立ったものとしましては、地方消費税交付金が1,800万円ほど減額した一方、子ども・子育て支援臨時交付金の700万円ほどの増額。また地方交付税につきましても、特別交付税が5,000万円ほど増額となっております。

款20 諸収入は、農林水産業費雑入に線下伐採補償料など9万2,000円を、教育費雑入に学校臨時休業対策費補助金47万9,000円を追加しております。

11ページの歳出をお願いいたします。

款02 総務費は総務管理費の目16 基金費において、歳入で説明した線下伐採補償料などを森林環境整備基金に、その他を財政調整基金に積み立てるものでございます。

款10 教育費は保健体育費の目03 学校給食センター費で、繰越しのところでも説明したとおり、学校臨時休業に係る食材等の補償金として54万4,000円を追加しております。

以上で承認第1号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

続いて、承認第2号、御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し説明を求めます。

税務課長 金子文仁君。

税務課長（金子文仁君）

それでは、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて説明をさせていただきます。

お手元の議案つづり 2 ページをお願いいたします。

御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 2 年 3 月 31 日付、専決第 2 号で専決処分を行いましたので、御報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。

次の 3 ページから 11 ページに専決処分を行いました御嵩町町税条例等の一部を改正する条例を示してございますが、別冊の資料つづりで御説明申し上げますので、資料つづり 1、2 ページの御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の概要をお願いいたします。

改正趣旨であります。令和 2 年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律が令和 2 年 3 月 31 日に公布され同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、御嵩町町税条例等の一部を改正するものでございます。

それでは、概要について説明をさせていただきます。

主な改正内容についての概要を 2 点御説明申し上げます。

まず 1 点目についてですが、女性の寡婦控除、男性の寡夫控除の見直しです。ここで「かふ」の読み方についてですが、女性の場合も男性の場合も「かふ」と読みますが、説明につきましてもは混同を避けるため、男性の「寡夫」を便宜上「かおっと」と読ませさせていただきますので、よろしく申し上げます。

施行は令和 3 年 1 月 1 日で、令和 3 年度以降の町県民税が対象となります。

今回の改正の目的は、全ての独り親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を同時に解消するものでございます。

措置といたしましては、寡夫控除の廃止、独り親控除の新設、寡婦控除の制限つき継続の 3 つでございます。

具体的な改正内容といたしましては、表にございますように、性別や婚姻歴に関係なく交付をする前年の合計所得が 500 万円以下の単身者を独り親とし、一律 30 万円の所得控除額といたします。

扶養する子を持たない寡婦につきましては、500 万円以下の所得制限を設けて引き続き寡婦控除を適用するものでございます。

続いて、見開き 2 ページ目を御覧ください。

2 点目につきましては、所有者不明土地等に係る固定資産税の課税についてでございます。

こちらは、令和 2 年 4 月 1 日施行となります。

登記簿上の所有者が死亡したにも関わらず、相続登記がなされない場合などは所有者が不明となる可能性があり、これに対応する措置となります。

具体的な内容の1つ目といたしましては、相続人など現所有者に対する申告の制度化でございます。町内に有する土地・家屋について、登記簿上の所有者が死亡してから相続登記がされるまでの間、相続人など現所有者に対し氏名・住所など必要な事項を申告させることで、所有者を特定できるよう制度が追加されたものでございます。

2つ目といたしましては、使用者を所有者とみなす制度の拡大でございます。所有者が不明となった土地・家屋などを使用している者への対応でございますが、表にございますように、改正前は、震災など、災害時において土地・家屋などの所有者が不明である場合に限られておりました。今改正によりこれに加えまして、所有者を特定するための調査を尽くしても所有者が一人も明らかとならない場合において、その土地や家屋の使用人を所有者とみなして課税ができるよう適用条件が拡大されたものでございます。

主要な改正内容は以上でございます。

その他、地方税法に伴う町税条例の所要の改正、また表記の変更等の是正を行っております。なお、施行日につきましては、一部の規定を除きまして令和2年4月1日となっております。改正の内容につきましては、以下、資料つづり3ページから49ページにかけ新旧対照表を掲載しておりますので、お目通しいただきますようお願いいたします。

以上で承認第2号 専決処分の承認を求めることについて説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

承認第3号、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し説明を求めます。

保険長寿課長 大久保嘉博君。

保険長寿課長（大久保嘉博君）

それでは、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて説明をさせていただきます。

お手元の議案書つづりは12ページ、資料つづりは50ページをお願いいたします。

なお、法令の改正が令和2年3月31日に行われたことにより、地方自治法第179条第1項に基づき専決処分とさせていただきます、同条3項に基づき報告をさせていただきますものでございます。

では、資料つづりにて改正の内容について説明をさせていただきます。

今回、専決処分の承認を求めるものは御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

改正の趣旨でございますが、令和2年度の税制改正に伴い、地方税法及び地方税法施行令が改正されたことを受け、御嵩町国民健康保険税条例の関係部分3点について改正を行うことで

ございます。

改正の内容でございますが、1点目は、第2条関係で、課税限度額の変更でございます。

表にございますとおり、医療分を2万円増の63万円、介護分を1万円増の17万円とし、合計で3万円増の99万円を限度額とするものでございます。

2点目は、第23条関係で、減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更でございます。

表にございますとおり、5割軽減は算定基準額を5,000円増の28万5,000円、2割軽減は算定基準額を1万円増の52万円に変更するものでございます。

3点目は、附則第4項に、租税特別措置法の改正に伴う長期譲渡所得に係る課税の特例を追加するものでございます。

施行日は令和2年4月1日。令和2年度以降の課税分について適用するものでございます。

資料の51ページから54ページに新旧対照表を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高山由行君）

承認第4号、御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、朗読を省略し説明を求めます。

企画課長 山田敏寛君。

企画課長（山田敏寛君）

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

議案つづりの14ページをお願いいたします。

御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日付で専決処分しましたので、その報告を行い、承認を求めるものでございます。

次の15ページに改正する条例を示してございますが、資料つづりにて御説明いたしますので資料つづり55ページを御覧ください。

改正趣旨は、地域再生法に基づき認められております固定資産税の減収補填措置の適用期限が平成32年3月31日までとなっておりますが、この根拠となる地域再生計画の期間延長につきまして令和4年3月31日まで認められたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

概要につきましては、本条例は、地域再生法に規定する認定事業者が特定業務施設を新設または増設した場合に課税免除及び不均一課税の適用を受けられるものでございますが、今回の

改正は、固定資産税の課税免除及び不均一課税について定めております第2条第1項の改正を行うもので、1つ目は対象期間の延長で、認定地域再生計画の期間延長に伴い、令和4年3月31日まで延長し、これにより認定事業者の対象期間等を延長するものであります。

また2つ目は、同じく第2条第1項中のその他字句の改正でございます。

施行日は令和2年4月1日です。

次の56ページに、新旧対照表を掲載しておりますのでお目通しください。

以上で承認第4号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（高山由行君）

引き続き、議案第31号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

それでは、議案第31号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書つづりピンク色の令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）の表紙をおめくりいただき、1ページをお願いいたします。

第1条、第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に19億2,021万円を追加し、歳入歳出予算の総額を125億9,421万円とする旨規定しています。

4ページをお願いいたします。

歳入の御説明をいたします。

款14 国庫支出金の目01 総務費国庫補助金は、1人10万円を給付する特定定額給付金給付事務及び事業費補助金と、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務及び事業費補助金として合わせて18億7,407万9,000円を新規追加。

款18の繰入金金の目01 財政調整基金繰入金は、本補正予算の財源調整により4,486万5,000円の繰入れ増。

款20 諸収入の目05 雑入は、学校臨時休業に係る食材費の損失補償に対する補助として、学校臨時休業対策費補助金126万6,000円を追加計上しております。

5ページからは歳出になります。

歳出では、款02 総務費の総務管理費に、今回新しく目17として新型コロナウイルス感染症対策費を計上します。この科目は、新型コロナウイルス感染症対策関連の事業を全庁的に実施するため、予算において1か所に集約するものであります。したがって、予算科目は1つですが、事業執行課は複数にわたりますので、よろしく願いいたします。

それでは、主な内容を申し上げます。

表の下段、節 18 負担金、補助及び交付金を御覧ください。

交付金では、1 人につき 10 万円を支給する特定定額給付金として 18 億 3,000 万円。また、児童 1 人につき 1 万円を支給する子育て世帯臨時特別給付金として 2,250 万円。負担金に戻りまして、休業要請に応じた事業者に対する協力金の市町村負担分である岐阜県新型コロナウイルス感染拡大防止協力負担金として 1,500 万円。町内事業者の事業継続のための独自支援として、飲食店販売促進事業費補助金 140 万円。

一つ戻りまして、節 17 備品購入費では、業務の維持継続のための分散勤務に必要な PC や周辺機器のほか、避難所用パーティションなど 981 万 4,000 円を計上しています。

ほかにも感染拡大防止のための衛生用品や防護用品や 2 つの給付事業を実施するための人件費、事務経費として需用費、役務費、委託料など事業費を、学校休業に伴う補償費を計上しております。

6 ページをお願いいたします。

最後に、款 14 予備費は、今後の新型コロナウイルス感染症における不測の事態に備えて 1,000 万円を増額するものです。

なお、給付事務に従事する会計年度任用職員などの人件費を補正していますので、7 ページには補正前後の一般職の給与費明細書を掲載しております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で議案第 31 号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

議案第 32 号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 早川均君。

建設課長（早川 均君）

それでは、議案第 32 号 工事請負契約の締結について説明をさせていただきます。

議案つづり 17 ページをお願いいたします。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の目的は、南山トンネル補修工事です。2. 契約の方法は、条件付一般競争入札です。3. 契約の金額は、9,790 万円です。4. 契約の相手方は、株式会社御嵩重機建設でございます。

続きまして、資料つづり 57 ページをお願いいたします。

こちらには工事請負仮契約書の写しを添付してございます。

工期につきましては令和3年3月19日までとしております。

次の58ページでございますが、入札執行結果公表一覧表を載せてございます。

1枚めくっていただきまして59ページをお願いいたします。

施工箇所図といたしまして、南山トンネルの位置を示した図面と工事概要を載せてございます。

工事概要といたしましては、最下段に記述しておりますとおり、施工延長は160メートル、漏水対策工、照明設備の更新、舗装工を行うものでございます。

以上で議案第32号 工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（高山由行君）

ここで暫時休憩いたします。再開予定時刻は10時5分といたします。

午前9時48分 休憩

午前10時05分 再開

議長（高山由行君）

休憩を解いて再開します。

議案の審議及び採決

議長（高山由行君）

日程第7、議案の審議及び採決を行います。

承認第1号、令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号、令和元年度御嵩町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

議長（高山由行君）

承認第2号、御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12番 谷口鈴男君。

12番（谷口鈴男君）

この町条例の一部改正に伴って先ほど説明をしていただきましたが、資料の2ページの使用者を所有者とみなす制度の拡大の説明のところの改正前と改正後であります。改正前の場合は、震災等の事由によりという文言がございます。改正後は、調査を尽くしてもという表現であります。これは改正前の震災等の事由によりという部分が継承されるのか、全くそれは無視した状態で、いわゆるその調査を尽くしても土地所有者のという、どういうふうな理解がいいのか。これははっきりしておかないといけないと思いますので、その点よろしくお願いします。

議長（高山由行君）

税務課長 金子文仁君。

税務課長（金子文仁君）

谷口議員の御質問にお答えいたします。

改正前の震災等の事由によりということは、災害の場合に限定されておりましたけれども、これに加えて改正後は、調査を尽くしても土地・家屋の所有者が明らかとならない場合も課税ができるということになりますので、災害の場合に限定されておりましたものが継承されるということをお願いしたいと思います。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号、御嵩町町税条例等の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（高山由行君）

続いて、承認第3号、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号、御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（高山由行君）

承認第4号、御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号、御嵩町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長（高山由行君）

議案第31号 令和2年度御嵩町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 奥村悟君。

3番（奥村 悟君）

補正予算書の5ページですが、昨日国会の参議院のほうで可決成立したわけですけれども、今後、国民へ現金10万円が交付されるわけですが、交付金の定額給付金18億3,000万円ということなんですが、それに関わる委託料もございしますが、給付開始のめどを最短でどのぐらいになるのかお聞きしたいということですが、隣の可児市では最短で5月28日にということで聞いておりますが、あと申請の方法ですね。どのようにして住民から申請を受け付けて給付されるのか、この2点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（高山由行君）

福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

ただいまの奥村議員の質問にお答えしたいと思います。

今回の特別定額給付金につきまして、まず給付方法であります。これは全国当然統一ですが、郵送申請方式とマイナンバーカードによるオンライン方式の申請となります。

給付時期につきまして、御質問についてですけど、オンライン申請につきましてはゴールデンウィーク後から受け付けを始めまして、大体第3週の5月13日前後をめどに給付する予定にしております。

郵送申請につきましては、大体18日週に申請書をお手元に届けるための郵送手続に入りまして、めどとしては翌週の27日頃に口座に振り込むというような形で今スケジュールを考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

今の給付金についての関連ですけれども、高齢者の方とか、郵送で行くということになっておりますので、電話とかメールとかは一切ないということで、本当に詐欺とかに気をつけていただきたい思いがいっぱいなんですけれども、また高齢者の方で、よう意味が分からんわとか、そういう方に対してのサポートといたしますか、どういった形でされる予定なのかということをお聞きしたいと思います。

議長（高山由行君）

福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

ただいまの大沢議員の質問にお答えします。

今回は、感染拡大防止の観点から郵送、あるいはオンライン方式ということで統一を図られているものでございます。ですので、基本郵送、あるいはオンラインでの申請を受け付けた後に口座振込という手続になります。

今、御質問にありますとおり、高齢者の方についての分かりにくいというお話を頂きましたが、申請書のほうには既に世帯主の方のお名前、世帯の方のお名前、金額等々がもう記載してあるものを送付する予定です。中身を確認していただいて、その中には辞退という欄がありますので、それがない限りは、基本的には書くところは御自身のお名前と印鑑を書いていただく

分ということなんですけれども、この食材というのは何を指すのか教えてください。以上です。

議長（高山由行君）

福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

私のほうから1点目のDV家庭の対応についてということの御質問にお答えしたいと思います。

御質問のとおり、4月30日までの申込みが一応期限でありました。福祉課のほうでは申込みはございませんでした。以上です。

議長（高山由行君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

2点目の御質問の補償費の部分でございます。

この食材につきましては、3月分と4月分それぞれございまして、3月の給食が17日間、4月に入ってからの給食が17日間ということで、両方とも17日間なんですけれども、主に主食の部分でして、御飯の関係やパン、あとは牛乳、そういったものの食材費でございます。実際にほかへ回せないとかそういうのではなくて、加工する部分のやはり手間賃、その部分が食材費として事業者さんが利益として上げるべきものが違約金というような形になってしまったという部分の補償費でございます。よろしくをお願いします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

その点については分かりました。

御嵩町では、給食も地産地消ということで地元の野菜をいろいろ購入されているかと思うんですが、昨日もテレビで給食に卸すコマツナがもう全部卸せなくて廃棄処分しなければいけないというようなことをやっていたんですけれども、そういった地元とか野菜関係ですね。野菜なんかも給食に卸せないとなると、ほかに回せないと廃棄になったりするんじゃないかなあと想像するんですが、そのあたりのことはどのように対応されていますでしょうか。

議長（高山由行君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

やはり地産地消ということで、個人で農業をやっておられる方からも食材を得ておりました。

ただ、そういった方については、今のところ補償というものは町としては考えていないという
ような状況で、そういった方はほかへ回していただいておりますかなあとということで御理解を頂い
ておるところでございます。よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

11 番 岡本隆子さん。

1 1 番（岡本隆子君）

ありがとうございます。

ほかへ回すというところで、具体的にどこかというのは何か把握してみえますでしょうか。

議長（高山由行君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

農協の関係のとれたひろばとか、そういったところへはある程度回すルートがあるという
ふうには伺っておりますけれども、全てが全てそういったところで賄えるというか、消費され
ておることではないだろうかとは思っておりますが、よろしくお願ひいたします。

議長（高山由行君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

今の御質問なんです、まだどさくさの中でどこがやるのかということは決まっていないと
いう部分が非常に多くあります。

県のほうもどういう対策が必要なのかということで、各基礎自治体のほうに問合せがありま
す。その中で、御嵩町は食材として用意された地産地消のものについてどのように補償するの
かということ、県のほうでやるのかということはお伺いを立てています。後々御嵩町にも基
礎自治体としての経費分でいろんな政策をやっていくわけですが、その経緯については臨時的
の交付金が来る予定ですので、県がおやりにならないのであれば町のほうでやるということに
なってくるかと思っておりますので、その際にはまたいろいろ考えた上で実行していきたいと、この
ように思っています。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

12 番 谷口鈴男君。

1 2 番（谷口鈴男君）

5 ページの 18 番の負担金、補助及び交付金のところですが、この子育て世帯臨時特別給付

金、これが児童数 2,250 人という説明があったと思うんですが、この対象児童というのは義務教育にある児童なのか、その幼児から何歳までかというこれが説明なかったんですが、それがまず第 1 点と、それからその給付金については、特別定額給付金と同時に施行されるものであるかどうかということです。それがまず第 1 点。

それから第 2 点目には、いわゆるその感染症対策で地方創生臨時交付金等が約 1 億円ぐらいというような話をちらっと聞いておりますけれども、町独自として、これはまず商店に対するテークアウトの問題で 20 件相当の対応をしますという報告がありまして、予算も出ておりますけれども、それ以外に御嵩町独自で何らかの方策を今後、その対応の仕方によっては考えていく必要もあるかと思うんですが、町長、その辺のところを、難しい問題だと思うんですがどんな考え方を持っておみえになるのか、併せて御答弁いただければありがたいというふうに思います。

議長（高山由行君）

福祉課長 小木曾昌文君。

福祉課長（小木曾昌文君）

1 点目の子育て世帯臨時特別給付金についての御質問にお答えさせていただきます。

対象年齢についての御質問かと思えます。

今回は、通常の児童手当を受給している方への 1 万円の上乗せをするという形で支給をするという想定をしております。その基準日ですけれども、毎年 3 月 31 日を基準日として、毎月毎月児童手当は給付しておらず、6 月の給付時に合わせて給付をする予定にしております。そんな中で令和 2 年 3 月 31 日を基準日としておりますので、その日の生まれた方から令和 2 年 4 月から新高校 1 年生になられた方までを対象としておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（高山由行君）

もう一点、町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

谷口議員の質問にお答えをいたします。

おおむね 1 億円ぐらいかなあとは思っています。10 兆円でしたか、半分が多分都道府県ということになってくるんだろうと。残りの半分を 1,750 の自治体で、人口とかいろんな計算しながらやっていくんだろうと思いますけれど、少なくとも何がやりたいのかということ、今、職員たちも知恵を絞って自分の所管する部分、また自分のアイデアとして何かないかということ募集しています。その中で、やはり先ほどの食材の問題もありますし、県が事業者に 50 万円出すという部分についても 3 分の 1 は市町村負担ということになっておりますので、そうい

うほうにお金は回っていくだろうと。

ただ、非常にいいやり方をされたなあと思っているのは、川辺町でテークアウトに関して補助をするということで、買う側に券を渡すということをやっておられるんで、緊急事態宣言がおおむね1か月延ばされるとしたらテークアウトでしのいでいくしか仕方がないというお店屋さんもたくさんあると思いますので、そういうお店さんを支援していく形はどのような形にしていくべきなのかということも考えていきたいと思っておりますし、今、教育の部分が非常に議論されておりますけれど、御嵩町から、都市部でなくてもアパートを借りて生活して実家に戻ってこれないという状況の学生がいると思います。親の申請か何かにするのがいいのかなあとは思っていますけれど、家賃の補助などが数か月分できたらなあということも思っていますので、できれば御嵩に戻ってきていただきたい人材たちですので、そういう形で支援できたらなあということは漠としては思っておりますけれど、まだ具体的なものにはなっておりません。連休明けから本格的にそうした分について議論して物事を決めていきたいとそうように思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

5ページのコロナウイルス感染症対策で、私の店もそうなんですけれども、今休んでいるわけですよ。緊急事態宣言が5月6日で終わればいいんですけども、またそれが延びたら御嵩町としては、そういうお店に対して延長を要請するのかどうか。また、本当に誰に聞いても今商売屋さん、すごく苦しい状況、うちももう問屋さんにお金が払えないような感じで、そんなところが多いんですけれども、例えばあと一月延びたらまた50万円もらえるような話になるのかどうか。御嵩町だけで、僕聞いたところによると110件ほど要請をして、100件前後が応じているということなんですけれども、そこら辺の対策をどう考えているのかお教えください。お願いいたします。

議長（高山由行君）

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

ただいまの質問にお答えいたします。

現在、要請をしております休業要請は特措法に基づくものです。これが特措法に基づいて延びていくということであれば、これは想像ですが、要請が延びる可能性はあるというふう

思っております。ただ、50万円の給付につきましては、もともと岐阜県の協力金ということでスタートしております。それが当初5月6日までということでスタートしております。こちら辺につきましては県の動向を見極めながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

その5月6日というのですけれども、もう5月1日なんですけれども、そこら辺の分かるのはまだ分かっていないと思うので、大体何日頃になるかということは分かっていないですか。

議長（高山由行君）

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

ニュースを見ている限り、安倍さんがもうちょっと延長したいということを申し上げている段階で、いつ出るか分かりません。その出たタイミングで、県のほうで対策本部が開かれるかと思います。これがひょっとしたら連休中に開かれる可能性があるかもしれないので、そのときは市町村の幹部職員も集まるようにという、そういう通知を頂いておりますので、そこら辺のタイミングになるのかなあと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（高山由行君）

2番 福井俊雄君。

2番（福井俊雄君）

それはこの前みたいに電話で報告されるのか、それとも郵送で報告されるのか、どういう方法でされるんですか。ホームページを見てくださいということになるんですか、どうなんですか。

議長（高山由行君）

総務防災課長 各務元規君。

総務防災課長（各務元規君）

そういったような状況になりましたら当然、今もやっておりますような手法、行政無線であったりとか、ホームページであったりとかそういったところで展開していくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（高山由行君）

そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第 31 号 令和 2 年度御嵩町一般会計補正予算（第 1 号）について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

議長（高山由行君）

議案第 32 号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

12 番 谷口鈴男君。

12 番（谷口鈴男君）

資料の 58 ページ、これ入札執行結果公表一覧表というのがつけられておりますが、第 1 回目は最低価格に届かなかったというようなことで、第 2 回目に落札がされております。この中で、これは時期的に同日行われたかどうかということと、それから参入業者の中でおおよそ 1,000 万円近いいわゆる積算が変わってきておるんですが、これは 1 回目の 9,100 万円という価格は一旦公表されておるかどうか。それによってその最低価格を考えながら急遽積算を度外視してこういう形で数字をそろえてきておるのか。

入札の場合に、一応仕様書というのがあると思うんですが、その仕様書に対してきちっとした積算根拠をもって、そして入札に当たるというのが本来の筋だと思うんですが、この辺のところ、ちょっと事情を説明していただければありがたいと思いますが。

議長（高山由行君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それではお答えいたします。

1回目、2回目とも同じ日でやっておりますので、当然仕様書はありますけれども、積算自体は各業者が考えてやっていることですので、それについての詳細は分かりません。ですが、あくまで1回目で落ちなかったということは、当然2回目に移るという通知をした上でやっておりますので、そのときに各業者が落札額幾らというのは公表はしていないというふうには聞いておりますので、お願いいたします。あくまで予定価格に達しなかったから2回目をやるということで2回目に進んでおるということでございます。

12番（谷口鈴男君）

はい、結構です。

議長（高山由行君）

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号 工事請負契約の締結について、採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（高山由行君）

日程第8、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております事項につきましては、議会運営委員会の閉会

中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（高山由行君）

以上で本臨時会に提出されました案件は終了しました。

ここで町長より挨拶をお願いします。

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

提案させていただきました6議案について議了をしていただきました。誠にありがとうございます。います。

職員にはスピード感を持ってやろうということで、二十何日にしなければならないというのは非常に残念ですが、岐阜県の場合、ほとんどがデータとしては岐阜県のそうしたセンターのほうでやってもらっていますので、岐阜県下の市町村はほとんどがそこで処理をしてくれるということになります。それを待つと、印刷から全て含めて県下の市町村ほとんどが同じような時期に、十何日かに来るということでしかありませんので、スピード感を持ってと思ってもなかなかできないというのが現実であります。

ただうちの場合は、その封筒の中へまた入れなきゃいけない書類もありますので、これは人海戦術になります。そういう意味では、いつ何どきであっても、土・日であっても出てきて、すぐ入れてすぐ発送するという形を取っていきたいと思いますので、1日、2日早いかもかもしれませんけれど、普通にやったらもう少し先になるというような状況になるかもしれませんけれど、そのスピード感を若干ですが増していきたいと、このように思っております。

この新型コロナの問題というのは、本当にいろんなことを考えさせられています。いろいろ知るところによって、日本というのは本当に自由な国だなということを改めて感じていますけれど、それがちょっと駄目じゃないのかなということも最近感じるようになっていきます。日本の場合、そうした話をすると、自由を制約するような形になっていくと非常に抵抗する方々が見えるんですけど、こうした命に関わる問題になってくると、そうも言っていられないんじゃないか。自由の中の不自由を必ず享受していかなくちゃいけない部分があるんじゃないかと。75年以上前の戦争の話をして、もう今は時代が違うんですから、そうした悪用をしないような民意というものをしっかりと固めていけば、欧米並みのロックダウンだってできた。私は今経済経済と言っているんですけど、経済を考えたときには、欧米と同じような時期に

ロックダウン並みのことをしていったほうが良いと思っていました。そうすれば多分今のよう
な拡大はしなかったでしょうし、逆に経済もほぼ同時に止まって同時にスタートできるという
ことを思っていたので、二者択一はあんまり簡単にはできないなということは思っていま
した。そういう意味では、世界経済が止まっているときに日本は普通にやっていたというところ
が、逆に言えばスタートが遅れていくと。今回各地を見れば、いろんな欧米諸国では既に経
済活動を始めようかという段階になっていますので、1か月遅れたということになると思いま
す。多分、そのほうが損失は大きいだろうなと思っていましたけれど、残念ながらそういう判
断は、国民も多分許さなかったんだろうというふうに思います。

今、学校が9月という提案まで出ているわけですが、これも結論ありきが時にはあってもい
いのかなということは思っています。大抵、平時にこんな話をすれば大体潰されていくとい
うのが普通ですので、私もう3月の段階からこれは授業がおかしくなっちゃうなということは口
に出して言いながら、いつそのこと9月でもいいよなあということを言っておりましたけれど、
真剣に議論しながら、議論できる時間というのは1か月弱ぐらいしかないというふうに聞いて
おりますので、いろんな方と意見を交わすということが一番いいと思いますけれど、こういう
時期ですのであまり密接な議論はできないなあという、そんな感想を持ちながら日々のニュー
スを見ているところであります。

もう連休に入りました。来週いっぱい休みのところは多いと聞いております。そういう意味
で、ここが正念場だと私自身も思っています。わざわざ、4月7日でしたか、緊急事態宣言を
国が出したのは5月6日までゴールデンウィークを含んで足止めをしたいという意図が完全
に出ているなということは感じながら見ていましたので、ここまでで若干数字はよくなってい
るんですけど、5月6日までの辛抱が5月の中旬には答えとして出てくるというふうに思っ
ていますので、いい数字が出てくるように、緊急事態宣言が1か月ぐらい延ばされるようであ
りますけれど、その延ばされる際には本当に落ち着いたねと、皆さんが安心できるような状態に
までこの連休の頑張りが答えとして見えてくるというふうに思っています。

皆さんも、どちらかと言えば御高齢なので気をつけていただいて、まずは罹患しないように
頑張ってくださいながら、行動が多分好きな方が多いですので、ちょっと制御しながらこの連
休を過ごしていただきたいとお願いしまして、本日の閉会に当たってのお礼の言葉とさせてい
ただきます。御苦労さまでございました。

閉会の宣告

議長（高山由行君）

これもちまして、令和2年御高町議会第2回臨時会を閉会します。御苦労さまでございま

した。

午前10時43分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 会 議 長 高 山 由 行

署 名 議 員 岡 本 隆 子

署 名 議 員 谷 口 鈴 男